

令和2年度第1回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■日 時：令和2年6月29日（月）午前10時～12時

■場 所：府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室

■出席者：（敬称略）

＜委員＞

曾根直樹、真鍋美一、藤原里美、鈴木卓郎、吉井康之、岡本直樹、野村忠良、栗山恵久子、古寺久仁子、塚本美樹、三輪真美、村山孝、河井文、桑田利重、林比典子、荻野和仁、渡邊信子

＜事務局＞

福祉保健部長、障害者福祉課長、障害福祉課長補佐、地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査（2名）、障害者福祉課事務職員（1名）、株式会社生活構造研究所研究員（2名）

■傍聴者：なし

■議事：

- 1 前回の会議録について 【資料1】
- 2 今年度の協議会スケジュールについて
- 3 府中市福祉計画（障害者福祉）調査報告書（案）について 【参考資料1】
- 4 次期府中市障害者計画の課題と方向について 【資料2】
- 5 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（案） 【資料3・参考資料3】
- 6 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題（案） 【資料4】
- 7 その他 【参考資料2】

■資 料：

【事前配付資料】

- 資料1 前回会議録（案）
- 資料2 次期府中市障害者計画の課題と方向（案）
- 資料3 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（案）
- 資料4 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題（案）
- 参考資料2 障害者福祉施策に関する国・東京都の動向

【当日配付資料】

席次表

資料5 委員名簿

参考資料1 府中市福祉計画（障害者福祉）調査報告書

参考資料3 府中市がめざす地域共生社会の考え方・次期福祉計画の基本理念、
基本の仕組み及び基本視点（案）

議事

■事務局

皆様、おはようございます。新型コロナウイルス感染があり、委員の皆様においては3か月ぶり、長い方では半年ぶりに本協議会にご出席いただく委員もいらっしゃるかと思います。こうして皆さまのご無事で元気な顔を拝見でき、事務局としても大変うれしく思います。

新型コロナウイルス感染予防のため、本協議会においても出席者同士の間隔、室内の換気、室内消毒を施して開催させていただきます。委員の皆様においては、事前の体調確認および会場でのマスク着用にご協力いただき、お礼を申し上げます。

本日は委員18名中16名出席いただいております、本協議会の定足数を満たしていますので、ただいまより令和2年度第1回府中市障害者計画推進協議会を開催いたします。

(※ 資料の確認)

続いて、本日の協議会のご欠席の委員についてご連絡する前に、今年度、異動等により委員を交代された方の紹介をさせていただきます。資料5をご覧ください。府中市中心身障害者福祉センターより吉井委員、多摩中央保健所より三輪委員が委嘱されました。

本来は市長より委嘱状を伝達すべきところですが、時間の都合お二方の委嘱状は机上配布とさせていただきます。委員より一言ごあいさつをお願いします。

(※ 委員自己紹介)

■事務局

委員、ありがとうございました。委員は後ほどいらっしゃいましたら、ご紹介させていただきたいと思います。

また、職員の異動がありましたので、この場をお借りして紹介させていただきます。

(※ 事務局自己紹介)

■事務局

前任の職員共々、よろしく申し上げます。

本日の協議会にご欠席の委員についてご連絡いたします。本日は委員よりご欠席のご連絡を受けています。

本日の協議会の進行については、次第に記載のとおり、次期計画策定のための課題や方向、基本的な考え方についての協議を主な議事としています。どうぞよろしく申し上げます。

議事に入りますが、本日はコロナウイルス感染予防の観点より傍聴をご遠慮いただき
おり、傍聴希望の方はいません。これより進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よ
ろしく申し上げます。

1 前回の会議録について

■会長

皆さん、お疲れさまです。この間、委員や事務局とオンラインで打ち合わせを行っていま
した。直接、人と会って会議を行うのはすごく久しぶりです。どうぞよろしく申し上げます。
では議題の1番、前回の会議録について、事務局よりご説明をお願いします。

■事務局

資料1、令和元年度第5回府中市障害者計画推進協議会会議録案をご覧ください。昨年度
は最終会議が中止になりましたので、事前に修正希望をいただいた箇所を赤字で示してい
ます。

資料1の11ページ目の事務局発言に2か所、25ページ目の委員のご発言に1か所、そ
れぞれ赤字で修正しています。内容についてご承認いただけましたら、所定の手続きの上、
会議録の公開を予定しています。説明は以上です。

■会長

事前に頂いた意見を基に修正された議事録です。皆さん、この内容でご承認ということ
よろしいですか、ありがとうございます。それでは、事務局で公表の手続きをお願いします。

■事務局

はい。

2 今年度のスケジュールについて

■会長

続いて議題の2番、今年度の協議会スケジュールについて、ご説明をお願いします。

■事務局

恐れ入りますが、資料はございませんので、口頭での説明とさせていただきます。今年度
のスケジュールについて、事務局より説明させていただきます。

今年度は、次期計画策定に向けた協議を行っていきたいと思います。計画の策定期間は令
和3年4月を予定しています。次期計画は本年10月上旬までに市長への答申を予定して

おり、その後、11月末から1か月間、パブリックコメントを募集します。このスケジュールに間に合わせるため、この夏に次期計画の素案をお示しします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本協議会も開催の中止や延期となった関係で策定期間に余裕がないスケジュールとなり、申し訳ありませんが、今後9月までの期間において、月1回程度の頻度で協議会の開催を予定しています。

協議内容の予定としては、本日の協議会では計画の基本的な考え方について、7月は障害者計画、重点施策、施策・事業について、8月は障害福祉計画、障害児福祉計画（成果目標、サービス見込み量方策）について、9月は次期計画の素案について協議を予定しています。

また、協議状況によっては月に2回の開催になる可能性もございます。委員の皆様には大変申し訳ありませんが、ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。そうすると、7月までが基本的な考え方、大きな目標設定の検討、8月からは具体的な成果目標、サービス見込み量の検討、9月に素案、10月に市長答申をするという、粗々なスケジュールで理解すればよろしいですね。

■事務局

はい。

■会長

それでは、本日と次回を使って計画の大きな方向性や目標を検討していきますので、皆さん、よろしくお願いいたします。スケジュールについて何かご質問がありましたら、お願いします。よろしいですか。

続いて議題の3番、調査報告書案について、事務局よりご説明をお願いします。

3 府中市福祉計画（障害者福祉）調査報告書（案）について

■事務局

参考資料1をご覧ください。昨年度、第6回協議会の事前送付した資料について、委員の皆様より事前にご意見を頂き、記載表現の整合性等の修正を中心に変更させていただきました。その後、会長、副会長と事務局とで、第6回協議会を開催する予定だった日に規模を縮小して打ち合わせをさせていただきました。

委員の皆様の修正と会長、副会長のご意見を頂き、上位計画と調整を行った結果を反映したものを本日、机上にご用意しました。内容を変更した点はありませんので、これをもって次期計画策定のための調査報告書としたいと思います。委員の皆様にはご確認およびご意

見を頂き、大変ありがとうございました。簡単ですが、説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。ものすごい量で、これだけのアンケート調査をまとめるのは本当にご苦労だったと思います。報告書についてご質問やご意見がありましたら、お願いします。

今後、計画を具体的に作っていく上での根拠になります。もし可能であれば、前回少し議論になったところを教えていただくことはできますか。

■事務局

事務局より説明させていただきます。1名の委員より言葉の修正意見があり、「他機関とのつながり」が多いという字の多機関となっており、それを他の機関の他機関に直させていただきます。

それから、会長、副会長から第4章障害福祉サービス事業所調査についてご意見をいただきました。今後のサービス提供量の見込みについて、表の左からサービスごとの名称、現在のサービス提供量、今後のサービス提供量が書いてあるページがあります。生活介護と児童発達支援の数値が、大幅に数値が落ちている年度がありました。

その原因は、市が委託している施設に数値を無記入で回答をいただいております。後日その数値を確認したところ、前年に近い数値だったため、その数値を変えさせていただきます。

また、事業所、法人の赤字、黒字に関して、図で説明するよりも表で説明したほうがいいのかという会長からのアドバイスがありましたので、図ではなく、表で表記させていただきます。説明は以上です、よろしくお願いします。

■会長

ありがとうございました。先ほどのサービス提供量の見込み量の話は、調査報告書の302ページの所です。今後、大幅に利用予測が減っている事業があったのを見直したところ、大幅に減ることはなくなったという理解でよろしいですか。事業所、法人の採算のことは307ページと308ページに表として表記しています。

委員の皆さんからご質問やご意見がありましたら、お願いします。よろしいですか。これは多分8月の見込み量や成果目標を作るときに、具体的な根拠として参考にしていく形になると思います。皆さんに見返していただいて、8月に準備していただけたらと思います。

続いて、本日は議題の4番と5番が中心的な議題になります。4番の次期府中市障害者計画の課題と方向について、事務局よりご説明をお願いします。

4 次期府中市障害者計画の課題と方向について

■事務局

資料2をご覧ください。資料2は昨年度、第6回障害者計画推進協議会の事前送付資料です。委員の皆様より事前にご意見を頂き、会長と副会長、事務局とで、第6回障害者計画推進協議会を開催する予定だった日に規模を縮小して打ち合わせを実施しました。その後、本日の協議会の開催に当たり、会長、副会長から頂いたご意見の結果をお示ししています。

具体的な変更は、資料右側の方向の部分に「3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」として、障害者差別や権利擁護、虐待防止について掲げた点と、「7 推進体制」として、本協議会と障害者等地域自立支援協議会の機能、障害当事者やその家族、支援者のネットワークの推進体制を掲げています。

この方向のほとんどが次の議題である基本目標となります。説明は以上です、よろしくお願ひします。

■会長

ありがとうございました。これがアンケート調査の概要、これまでの計画や国の動向を踏まえて、今後の府中市の障害者計画の方向性の骨格に当たる部分を整理した資料でよろしいですね。

これに基づいて次の5番の議題に入ります。資料2が次の議題のベースになる資料です。具体的には次の5番の議題で計画の骨格の検討に入るのだと思います。資料2について何かご質問がありましたら、お願いします。委員、お願いします。

■委員

構成はとてもいいと思います。災害時については書いていると思いますが、コロナウイルスの関係もあるので、感染症に関することも盛り込まないといけないのではないかと思います。

■会長

ありがとうございました。次期計画に向けた課題では災害時における避難が出ていますが、感染症への対応なども一つ加えたほうがいいのではないかというご意見ですね。

■委員

はい。

■会長

ありがとうございました。コロナウイルスに限らず、今後、感染症にどのように対応して

いくのかは、当事者の方はもちろん、事業所にとっても結構大きな課題です。直接接触するので、ヘルパーの派遣を受けにくくなったりするなど、いろいろ報道されていますし、重要な点かと思いました。

他にいかがでしょうか。

■会長

これは今後、計画を立てていく上でベースになる課題意識、問題意識、あるいはいろいろな動向の整理という下地になる資料という位置付けだと思います。具体的には次の議題の中で検討していただいて、もし資料2でご意見があれば、また戻ってご発言いただいても結構ですから、次に進めさせていただきます。

では、次は議題の5番です。本日はここが一番中心的な議題です。計画の基本的考え方について、事務局よりお願いします。

5 府中市障害者計画・障害福祉計画（6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（案）

■事務局

皆様、資料3と参考資料3をご覧ください。まず、資料3について説明させていただく前に、修正が1か所ありますので、修正をお願いします。見出し「府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）の基本的な考え方」の下の行、「基本理念には障害者差別解消の考え方」の文末に「考え方の視点6」とありますが、「視点3」に修正をお願いします。

改めて資料3について説明します。まず資料の左に現行計画の基本理念と基本目標、その下の部分に計画の考え方、資料の右に次期計画の基本理念と基本目標、その下の部分に計画の考え方について記載しました。次期計画の基本理念については、現行計画の基本理念を引き続き掲げながら、障害者差別解消法の考え方について、「お互いに尊重し合い」というフレーズを追加しています。

また、地域共生社会の考え方は、「つながり合い、支え合い」という文言で計画の考え方の視点3に追加しています。今回も「障害のある人も、ない人も」という言葉を残しましたが、本市の理想としては、将来的には「障害のある人も、ない人も」という言葉が必要ないまちづくりを目指していきたいと考えています。基本目標については、資料2の方向から6つとし、障害のある人も、ない人も、共に地域で暮らしていくという意味合いが強いものを若い番号順に並べています。

参考資料3は両面印刷になっており、6月23日に開催された福祉計画検討協議会にて配布された資料です。表面1ページ目に関しては、次期福祉計画における府中市が目指す地域共生社会の考え方について記載しています。国が地域共生社会の実現を図るため、『我が

事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置して具体策を検討している段階ですが、本市においても福祉施策には公的サービスの充実だけではなく、さまざまな連携や協働の充実が求められています。

また、裏面の2ページ目には、上位計画である福祉計画の次期策定のための基本理念と基本視点、福祉施策の考え方を記載しています。こちらは左が現行計画、右は次期計画の内容となります。

次期計画については、平成15年に策定した福祉計画において基本理念として掲げた「みんなで作る みんなの福祉」を継承するとともに、多様になる価値観や福祉へのニーズに対応するため、さらなる市民、関係機関、事業者との協働を推奨し、安心して暮らせる地域共生社会を目指すこととしています。説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。参考資料3が上位計画の基本理念ですが、上位ということは、今回検討している障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画が下位でしょうか。地域福祉計画の下に障害者計画が策定されているという関係になっているのですね。

第5期計画から第6期計画に当たっては、基本目標が5つから6つに増えていることと、「お互いに尊重し合い」という言葉を新しい基本理念の中に入れてはどうかという案になっています。

では、こちらの資料3についてご質問やご意見がありましたら、お願いします。本協議会からは副会長に福祉計画検討協議会に出ていますので、もし何か補足することがあれば、お話しいただければ幸いです。

■副会長

先週の金曜日に福祉計画検討協議会があったのですが、その中で一応、伺った基本視点で進めていこうという話が出ました。それから、福祉圏域がこれまでと違い、これからは文化センター圏域で進めていくという流れになっています。今までは6つの福祉圏域だったのですが、今度は11の圏域に分かれて府中市の地域福祉が進んでいくという話が出ました。

それから、福祉計画では基本視点3番の「市民・関係機関・事業者の協働で進める福祉の実現」で、少し細かく書いてありますが、行政という言葉が入っているので、障害者計画の中に行政がしっかり一緒に協働していくことをどこかに記載したほうがいいのではないかというのが私の意見です。以上です。

■会長

ありがとうございました。こちらの参考資料3には、基本視点という基本目標をさらに書き下した部分が付いています。地域福祉計画には、基本視点という基本の仕組みを書き下した解説が付いていますが、最終的な障害者計画にも一つ一つの基本目標を解説するような

ことは入るのでしょうか。

■事務局

福祉計画を担当する中澤と申します。障害者福祉計画の基本視点のお話の前に、先ほど話が出ている福祉計画と地域福祉計画についてご説明させていただきたく思います。

6月23日の福祉計画検討協議会で行われたのは福祉計画の策定に係るものになり、こちらは令和3年から6年間、福祉領域の計画を総合的、かつ一体的に推進していくために、各計画を横断的につなぐ役割のものとして、分野横断的な施策の展開を図る目的で策定されるものであり、府中市の福祉行政の基本的な考え方や各福祉分野の共通の基本的な方針を示すものです。

地域福祉計画は、社会福祉法の第107条に規定する市町村地域福祉計画になり、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に進めるものです。府中市の場合は、福祉計画という基本的な考え方、概念、各福祉分野の計画の全体を見ていく基本的な方針を定めるものを設定しており、福祉計画と地域福祉計画はどちらも策定していますので、ご了解いただきたいと思えます。以上です。

■会長

ありがとうございました。ちなみに、福祉計画の下に作られている個別の福祉計画は、障害者計画の他にどのようなものがあるのですか。

■事務局

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画です。

■会長

高齢者福祉計画と介護保険事業計画ですか。

■事務局

あと福祉のまちづくり推進計画です。

■会長

地域福祉計画もこの福祉計画の下に策定されているのですね。

■事務局

そのとおりです。

■会長

児童福祉に関する計画は、個別の計画が特にないのですか。

■事務局

健康に関わる分野や子ども・子育てに関わる分野計画もあります。福祉に関わる部分について、健康分野、子育ての分野に関しても連携して進めていく計画になっています。

■会長

ありがとうございました。緑色の障害者計画の7ページ目に、全体の概要について出ています。では、意見やご質問がありましたら、お願いします。委員、お願いします。

■委員

今の福祉計画ではなく、案についてよろしいですか。

■会長

どうぞ。

■委員

参考資料3「地域福祉計画の基本の仕組みおよび基本視点（案）」の次期府中市福祉計画案の「基本視点1 その人らしい暮らしを支える福祉の実現」ですが、その下の「あらゆる市民が心身共に健やかで」という言葉は必要でしょうか。「あらゆる市民がその人らしく自立して暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります」では駄目ですか。私は病気の人がいてもいいと思うので、この言葉の使い方の意味がよく分かりませんでした。

■会長

「健やかで」というのは、病気の人には駄目というニュアンスに受け止められてしまうという意味ですね。

■委員

健やかでなければいけないというイメージが書かれてしまうと、そのようなイメージを与えてしまうのではないかと思うので、そこはなくてもいいように思います。

■会長

分かりました。健やかというのは、どのような状態なのかということですね。

■委員

そうです。障害があっても、病気があっても何でもいいのですが、この言葉のイメージはそうではありませんよね。

■会長

分かりました。これは私たちが検討している障害者計画ではなく、市の上位計画に当たるものの資料ですから、ここで検討することにはならないと思います。本協議会を代表して副会長に福祉計画検討協議会に出させていただいているので、意見があったことを福祉計画検討協議会に伝えていただくということによろしいですか。

■委員

すいません。ありがとうございます。

■会長

健やかという言葉の解釈で、もし何かご説明いただけるものがあれば、ご担当の方からご説明いただければと思います。要するに、障害がある、病気があるという人を排除しているようなニュアンスを感じてしまうというご意見です。

■事務局

ご意見、ありがとうございます。こちらについては、高齢者の方も、障害のある方も、全ての方がその人らしく自律して暮らせる社会を目指していくというところで、このような基本視点を述べさせていただいています。副会長が出られている福祉計画でも、この後、計画書案を策定しますので、その中でお話しさせていただきたいと考えています。以上です。

■会長

ありがとうございました。確かに国語辞典を見ると、健やかなの意味として、病気をせず丈夫なことという意味合いがあります。これは本協議会で検討することではないので、副会長から意見があったことを福祉計画検討協議会で、お伝えをお願いしたいと思います。

■副会長

はい。

■会長

他の委員はいかがですか。委員は何かありますか。

■委員

はい。

■会長

では、委員、お願いします。

■委員

質問させていただきます。参考資料3の裏面になりますが、次期福祉計画（案）の基本的な仕組み「3 協働・連携の仕組みづくり」の、「市民・関係機関・事業者の協働で進める福祉の実現」ですが、地域共生社会の実現では縦割りに横串を入れていこうということ、また、市民レベルでは誰かが誰かの役に立つと言うと、変ですけども、まさしく支え合いが今言われているところだと思います。

最後はこの障害者計画に具体的なことを入れ込んでいくと思うのですが、そのときに先ほど副会長がおっしゃった行政側の横串を入れるイメージが事務局で何かありましたら教えていただきたいと思います。

■会長

今のご質問は、障害者計画の基本目標の1番目についてですか。

■委員

そうです。資料2に戻ってしまうのですが、障害者計画では1番は、「協働、連携で進める地域共生社会のまちづくりの推進」となっています。ここには特に記載がないのですが、参考資料3「府中市が目指す地域共生社会の考え方」には記載のとおり、行政も高齢、障害等、横断的に横串を入れて協働を図っていこうというところがあるかと思います。

その具体的な方策やイメージ、もしこのようなことをやっていきたいというものがあれば、教えていただきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。

■事務局

今ご質問いただいた行政の中での横串ですが、具体的には私が着任してから、過去にもこのような計画の中で、また行政は縦割りなので、なかなか連携が取れていないというお話をお伺いしたことがあります。

一方で直近だと、今年の台風19号で、防災関係で障害者の方がどのように避難されたのか、どのような課題があるのかを防災機関などと情報共有して、今後どのようにしていくの

かという運営に着手しています。

また、合理的配慮では、学校の教育現場は平成28年度からさまざまな合理的な配慮を進めていましたが、学校によって合理的な配慮の考え方にばらつきがありますので、教育部門と連携し、しっかりとした合理的な配慮を進めなければいけません。防災部門でもそうです。

それから、まちづくりに関してバリアフリーの推進であれば、やはりインフラ整備をどのようにしていくのかという方法について、現計画よりもさらに横串が入るような意識を内部で調整していかなければいけなく、少なくとも前回よりは機運が高まってきていると思います。

今後この計画が策定された後に、計画を策定しただけではなく、具体的にPDCAをしっかりと行います。恐縮ですが、行政が今まで施策を全くやっていないとは思っていませんので、このようなところをやりました、このようにしていますという情報を開示していきます。しかし、開示をしたことによって足りている、足りていないというご意見を伺う機会が非常に少ないと思っています。

委員から頂いたご意見に対しての具体的なイメージとしては、まず今後、防災や教育、そして、まちづくりなどを一つ一つしっかりとこの計画を基に連携していくことが必要です。必要な連携をお示しした後に、そこでどのようなものが話し合われているかをしっかりと公開して評価していただくような形で、一つ一つクリアしていきたいと考えています。以上です。

■委員

大変頼もしいご意見を頂き、どうもありがとうございます。

■会長

今の事務局のお話は、いわゆる庁内連携体制ということだと思いますが、そのようなことでよろしいですか。

■委員

そのようなことも含めてということです。しかし、今お話しいただいて、大変頼もしく、期待しています。

■会長

横断的でいうと、6月に入ってすぐに社会福祉法が改正されました。施行が令和3年4月になるとと思いますが、その中で第4条という新しい条文が追加されました。「重層的な支援体制の構築」が入り、相談支援も包括的な相談支援の体制をつくっていくことが法律の目指す今後の方向で、私は結構大きくかじを切ったと思います。そこでは、高齢、障害、子ども、生活困窮を一元化した重層的な支援体制を構築していくという目標が示されています。

そうすると、庁内体制はもちろんそうだと思いますが、現場の支援体制においても今後、分野別になっていたものを横断的な仕組みに変えていけるのかという大きな転換を考えていく必要があると、ご質問を聞いていて思いました。

ただ、そうすると、障害福祉の枠組みだけでは収まらなくなります。それを全部、接合していこうとすると、この概念図では福祉計画を検討しているところが全体を取りまとめて、新しいビジョンを示していかなければいけません。私たちの使命は、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を作ることなので、どうしても障害領域の中で考えざるを得ません。

どのように全体的な体制を考えていく場をつくっていくのかは、市町村には結構大きな課題なのではないかと、私は感じます。委員から何かありますか。委員、どうぞ。

■委員

資料3に示されている基本的な考え方の案としては、このような方向性で集約していくのだろうと思います。これを計画に落とし込んでいくときに、現計画の65ページように計画の基本目標で細かい視点が示されていくと思います。

先ほど横断的な視点という言及がありました。例えば、改正バリアフリー法がこの5月に成立し、令和3年から学校も改正バリアフリー法の対象になります。障害者から見た地域生活の在り方についてという視点を持つべきではないかと思います。

障害福祉サービスという限られた部分ではなく、地域の中で障害等のある人が生活していくに当たり、必要な視点をこの計画の中に盛り込んでいくというスタンスが今後、必要になっていくかと思います。そうすると、基本目標の細かいコメントの書きぶりは、他分野にまたがるような視点がどうしても入ってくるかと思います。

■会長

ありがとうございました。委員、お願いします。

■委員

市全体の次期福祉計画の理念を見せていただいたので考えているのですが、「みんなでつくる みんなの福祉～つながり合い、支え合い、安全で安心して暮らせる街の実現へ～」は、高齢者計画や障害者計画、地域のまちづくりを網羅している内容ですよね。

私たちがここで扱っているのは障害者計画なので、障害者計画の新しい基本理念である「障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」は、障害者に特化した計画であるならば、もう少し障害者を中心とした言葉になっていいのではないかと思います。

事前に送っていただいた資料の、参考資料2「障害者福祉計画に関する国・東京都の動向」の13ページ目に東京都計画の基本理念が書いてあり、「全ての都民が共に暮らす共生社会の実現、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、障害者がいきいきと働ける社会の実

現」という基本理念が3点出ています。

この3つの言葉はとても分かりやすいので、この言葉をこの計画の中に入れていただくといいのではないかと思います。この計画はこのようなものだと言ったときに、受け取った方がこのように考えていくのだと、すっと分かりやすいほどいいと思います。ですから、福祉計画全体の理念と同じような言葉ではなく、この3点を取り込んだ言葉を基本理念に入れていただくと、この計画がもう少し分かりやすくなるのではないかと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。委員、どうぞ。

■委員

府中市精神障害者を守る家族会と申します。私がいつも1点だけ言う言葉があって、市民の精神保健、心の安定、健やかさも入っているのかもしれませんが、病気や障害があっても心が健やかでいることはできると思います。といいますのは、希望が持てて、やることによって暮らしも安定できて、人間関係もうまくいくなどがあれば、心健やかに生きていくことはできると思います。

それは一般の市民においてもそうで、心配事が少なく、コロナウイルスなどがなければ、安心して生きていけるのと同じようなことだと思います。

私が申し上げたいのは、精神保健は全ての市民において根本的な大事なことです。障害の分野では特に差別・偏見の中で、孤立という言葉が私たちの心にとっても突き刺さります。精神障害者は、独りぼっちになってしまう傾向が非常に強く、人間関係も希薄になり、親との関係しかなくなってしまうたりします。その中で自分にとって少しつらいことがたくさん重なってくると、死にたい、自分の存在を消してしまいたいと、本当に独りぼっちになっていきます。

資料には相談や支え合いとありますが、近くにいる人間同士の本当に心豊かな支え合いや交流がなければ、どんなに支え合いといっても偏見や差別が強い場合は、支えられる人は孤立を感じ、誰とも話したくない、人はみんな怖いということにもなります。

社会全体でどのように支えていくかがとても大事なことです。一般の市民の方も、いろいろなことで悩みがたくさんあったときに自殺をすることがありますが、精神障害は特にそのような傾向が強いです。多分、自殺する方のかなりのパーセントの方がうつ病などの精神障害になっていると思います。

これをどのように地域で支えていくのが重大な問題で、人間関係を濃密に、しかも差別・偏見なく、支援者と支えられる人がつながり、そして、社会全体もそのような関係になっていくことはこれから先、とても大事なことはないかと思います。

私は排除されたり、孤立したりする人を生まない社会、みんながつながって、みんなが親

しく、仲良く心配し合って、合理的配慮をきちんと行き渡らせて共に生きていくことは、きれい事ではなく、実際に計画の中で細かく定めてきちんとやっていかなければいけないと思います。それを計画のどこにどのように書いたらいいかは分かりませんが、方向全体としてはとても素晴らしいので大賛成です。

計画の中で精神障害者の方が特に陥りがちな孤立、自分には価値が何もないという苦しみを、あなたは価値があります、ここで働いてくださいということをみんなでどのように実現していくか、取り組んでいくかといった時に、私は学校教育がとても大事だと思います。

小さい頃からそのような気持ちをみんなが持ち合い、障害のある人もない人も、障害があっても楽しく学校に通えるような教育が必要だと思います。

特別支援学校に通う子どもを全然知らないという今の状況を変えていかないことには、私が申しあげたようなことは全くきれい事、空想の世界になってしまうので、どのようにしたらよいかといつも思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。メンタルヘルスの問題をもう少し強調したほうがいいのではないかというご意見でしょうか。委員、お願いします。

■委員

すいません。間違ったことを言っていたら訂正していただきたいのですが、本日議論している話は、今回は府中市の障害者計画の基本目標を示していただき、次年度に向けて障害者計画と障害福祉計画、障害児計画を全て改定するものですよね。

この後、話し合いをすることになると思いますが、今までの障害者計画で基本目標が5つの項目でまとまっていたところを、今回は6つとしています。

事務局に作っていただいた資料の説明では、「6 障害のある児童への支援の充実」を格上げして6つとしたとのことですが、「3 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止」も、大項目の名前として前回の基本目標の5個の中に入れていません。このことも一つ、今回新しい基本目標として上がってきて、重点とされるといいますか、考え方が変わっているところだと思います。

この6つの並びは、基本的に全国の市区町村も同じ並びでこの枠組みを検討するというものではないでしょうか。障害福祉計画の場合はかなり国の基本指針が固まっており、成果目標や重点項目はその枠の中で議論してきました。基本目標はわれわれの中で目標をもう1個付け加えて、7つにしたほうがいいのではないかと議論する余地があるのか、まず仕組みを伺いたいです。

例えば、先ほど災害のお話が出ましたし、委員もコロナウイルスのことをおっしゃいましたが、災害時のことは「5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」の中で下位項目になっています。

現実には新型コロナウイルスのことがあったり、去年の台風があったりすると、私たちは災害時のことを常に想定しながら福祉の体制をつくらなければいけなく、現実の日常の問題として取り組まなければいけないようになってきている状況があると思います。

そのように考えると、例えば、「非日常を想定した日常」を基本目標の中の一つに格上げして、すごく大事なものとして取り組むという考え方があってもいいのではないかと思います。それを、われわれはこの場で議論する余地があるのかどうかを教えていただきたいです。

■会長

障害者計画の話でいいですね。

■委員

障害者計画です。これは障害者計画の話です。

■会長

福祉計画は、どちらかというと、サービス見込み量などの話になります。

■委員

今日はまだその話を全然していないので、これからですよ。

■会長

それは8月にすることになります。では、事務局より今のご質問に対してお願いします。この委員会の中で自由に検討できる目標と考えてよいのでしょうか。

■事務局

実際に旧の基本目標の考え方の枠から、今回追加させていただいて6つになっています。具体的には防災の話もいただいたところですが、まず一つ一つのレベルについては、事務局側である程度吟味させていただいた中でこの6つを提案させていただいています。

とはいえ、これだけ実際に防災のことが注目されていますし、課題も多いので、委員がおっしゃったところの格上げについては、この場で今後検討することがよろしいかと考えています。しかしながら、資料2のような表現をさせていただいていますので、この後、特に防災については「5 安心して地域生活を仕組みづくりの推進」で特に強調して書く手法も一緒に検討していただき、やはり基本目標はある程度絞り込みながら、皆さんと共有して計画を組み立てたほうがいいのではないかと事務局案になっています。

ただ、防災もコロナウイルスも当時、話し合われている組み立ての中ではあまり想定していなかったもので、今回のご意見は非常に重要なご意見として捉えています。進行していく中

で議論があった場合には、場合によっては取り出すなり、また違った特別な項目を持たせるなりと、表現を皆さまにご検討いただいてもよろしいかと考えています。以上です。

■会長

ありがとうございました。要するに、障害者計画は、障害福祉計画のように基本指針があるわけではないので、こちらは割と自由に市町村ごとに検討できる目標になります。

■委員

文言などは自分なりに作文していいのですね。

■会長

そうです。

■委員

よろしいでしょうか。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

今のお話の中で、災害対策を項目として持ってくるのも一つですが、例えば資料2で整理されている細かい方向があります。これを決めた後に多分、重点施策が出てくると思います。その中で、特に地域生活の中で災害対応について、次期計画では重点施策として取り上げるという方向性があるかと思えます。

■会長

ありがとうございます。計画の中でどのように表現していくのかというのは今後、具体化していき、文言そのものは割とわれわれが自由に議論できます。第4期計画でも第3章が重点施策の項目ですが、この辺りでもっと具体的に書き込んでいくのも一つの方法ではないかというご意見ですね。ありがとうございました。他にいかがですか。委員。

■委員

府中けやきの森学園、特別支援学校の校長です。この会には1年間出ていなかったのですが、久しぶりに出席させていただきました。次期計画に参考になればと思い、感想を含めて少しお話しさせていただきます。

基本目標の6番について、少し意見を述べさせていただきます。先ほど委員から教育の大

切さというお話がありましたように、学齢期、小学校に入ってから障害等のある方と触れ合いつながりながら障害者理解を深めていくことが大切だろうと、私自身も思います。

学校では、地域の小学校、中学校と交流および共同学習という形で交流を深めています。これは共生社会の実現やインクルーシブ教育ということで、小さい頃から障害がある、ないではなく、共に学校の中で交流を深めてお互いに尊重し、この理念と同様のことを今、学校が一生懸命やっています。ある地域の小学校はこのような形でもう20年間も交流が進んでいます。本校の地域の子どもたちは理解が深いのではないかと思います。

一方で特別支援学校と交流ができる学校は限られており、その他の学校はどのように考えていくのか、どのように進めていったらよいのかと難しさを感じています。府中市の特別支援学校は、府中けやきの森学園と武蔵台学園の2校だけです。そのような学校を活用していただき、共生社会の実現を進めていただけたらと思います。やはり現状では難しさを感じます。

要するに小学校、中学校は、広域に広がっていますので、特別支援学校が全部カバーするのは不可能です。また、それぞれの教育課程、カリキュラムがありますので、カリキュラムをつぶして交流するのもなかなか難しいと思います。

ですから、これからインクルーシブ教育を進めていくことを方向として掲げていますので、それをどのように考えていくのか、どのようにやると、平均化して障害者理解を深めていけるかについて、府中市として取り組みが進めばすごくいいと、私自身は思います。

難しさもあり、どのようにやったらよいか、私も言えないのですが、ぜひそのようなことを検討していただけると、ありがたいと思いましたのでご意見を述べさせていただきます。以上です。

■会長

ありがとうございました。委員、新しい委員にごあいさつしていただいたのですが、一言お願いします。意見があれば、意見も一緒に言ってください。

■委員

(※ 委員自己紹介)

計画に対するご意見にはならないかもしれませんが、本年度はコロナウイルスのことで障害者の方に関わるサービスの事業、地域の学校など、いろいろなところにさまざまな影響があります。

必要な感染対策や徐々に通常の学校の体制、社会状況が戻りつつある中で、障害者の方たちも徐々に生活の状況が戻っています。府中市の計画に先ほどコロナウイルスのことも加えてはというご意見がありました。今は具体的にはありませんが、保健所としてもそのようなところで計画に対して今後ご意見等を申しあげられたらと思います。皆さん、よろしく

お願いします。

■会長

ありがとうございました。この間、最もご苦勞された機関の一つです。専門的な観点からご意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

■委員

質問です。

■会長

では、委員の後に、委員、お願いします。

■委員

質問させていただきたいのですが、「資料2 次期府中市障害者計画の課題と方向(案)」の「5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」のところで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討(新)」とあります。

現在の地域包括ケアシステムのイメージは、高齢者の地域包括ケアシステムを連想してしまい、地域包括支援センターが中心となって活動しているというイメージがあるのですが、これは新たなケアシステムでしょうか。本当は地域包括ケアシステムには全部の福祉が入るものだと思いますが、今は特に高齢者になっているので、そこに精神障害が重点的に入ってくるのでしょうか。

それから、もう一つ、先ほど福祉圏域が文化センター圏域になり、11圏域になったという話が出ました。文化センター圏域との連携がここであるかどうか分らずに疑問に思っているのも、もしはっきりしていることがあれば教えてほしいと思いました。以上です。

■会長

ありがとうございました。事務局からご説明いただけますか。

■事務局

国、東京都から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という名称で取り組みが進められています。

精神障害にも対応したという内容としては、健常の方も含めて、精神障害のある方も安心して生活できるという理念が加わっていると、先日、研修を受けてきました。今年度、システムの構築に向けた協議会等をつくっていく予定です。

■会長

委員、どうぞ。今のことの関連でよろしいですか。

■委員

そうです。6月で退任となりますが、私は精神障害者の家族会全国連合会の理事もやっています。私たちの役員で国の課長に直接「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について話を聞きに行ったことがあります。

高齢者とは全く別のものであり、全く新しく地域の中で協議会をつくり、協議会を中心にしながら包括的に精神障害の方を支援するにはどのようにしたらいいか、各地域でそれぞれにしっかりと考えてもらう。国は支えていく役割はやりますが、主導的に引っ張っていくのは各地域の協議会であるとおっしゃっていました。

高齢者の地域包括支援センターとどのような関係があるか申しあげると、部分的には介護保健と障害者総合支援法との関係はあるのですが、考え方としては、高齢者のことを見本にしながら、精神障害の方の支援体制を地域でつくってほしいと言っていました。厚生労働省が引っ張ってつくるのではなく、各地域で主体的にやっていただくことを期待しているというお返事を頂いて、私たちは帰ってきました。以上です。

■会長

ありがとうございました。これは国が打ち出した形になっており、第5期の障害福祉計画の基本指針には確かに入っていたと思います。委員、お願いします。

■委員

私の知っている範囲のことを申しあげると、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という言葉が出てきたのは、この前の第5期障害福祉計画の基本指針が最初だったと思います。

その前から国では当然、議論されてきたと思いますが、流れとしては、やはり精神障害の方の社会的入院や長期入院という問題がずっとクローズアップされてきていました。国の障害福祉計画の指針でも、精神の長期入院の対応はその前の時期から入っていました。

長期入院の問題は、地域生活に移行させるという意味合いのことを施策としてやるべきだという流れが議論としてあったので、地域生活に移行させるための地域生活の受け皿として、施設をつくるだけではなく、地域にきちんと地域包括ケアシステムが構築されていることが必要だという話が出てきました。

もちろん入院している方だけが対象ではないのですが、精神科病院に長期入院している精神障害の方のことも想定して、地域包括ケアシステムの構築を盛り込んだという話の流れだったと思います。

今の時点では、精神障害の方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を協議する場を

つくるのが、現行の第5期障害福祉計画の成果目標の一つに入っています。府中市としては、今年度まではまずその場をつくるのが目標になっており、来年度以降は多分それができているという前提で、協議の場などを通じてシステムを検討しましょうという流れだと思います。補足をお願いします。

■会長

ありがとうございます。国が出している資料などを次回、補足資料として用意して見ていただくということではいかがでしょうか。よろしいですか。では、委員、お待たせしました。

■委員

質問は、この計画の対象となる人と範囲を確認させてください。資料3の計画の考え方の視点2「すべての障害のある人」が括弧付けになっているので、皆さんの認識としては、手帳のない人も、難病の方も、子どもの分野でいえば、集団の中で少し気になるお子さんも含めていると思います。

先ほど委員のご意見を伺っていて、メンタルヘルスを含めると、メンタルヘルスは予防も入りますよね。メンタルヘルスという予防もこの計画の範囲になるのかどうか、皆さんと確認させていただきたいと思いました。お願いします。

■会長

ありがとうございました。緑色の冊子、現計画の7ページ目を見ると「健康ふちゅう21」という計画があります。もしかしたら、メンタルヘルスのことはこちらでも取り上げられているかと、私は感じました。予防医療はどこの計画で取り上げるのがいいのかというご質問です。では、事務局、お願いします。

■事務局

現状では今後メンタルヘルスを含めるかどうかという議論は、事務局からご提案させていただきたいと思います。皆さまの専門的な知識からご意見があればと思いますが、現状ではメンタルヘルスをどのように扱うかは定まっていない状況です。よろしく申し上げます。以上です。

■会長

ありがとうございます。対象者については障害者基本法で定める障害者になり、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害で日常生活、社会生活に相当な制限を受ける人を障害者と定義していますので、それに該当する人は手帳の有無とは関係なく対象になるという理解でよろしいかと思えます。

府中市の福祉計画では、地域共生社会を目指しますと書かれていると思いますが、いわゆ

る地域包括ケアシステムや国が進めてきた「我が事・丸ごと」などの流れで出てきた言葉です。

障害分野でいうと、これは障害者基本法も、障害者総合支援法にも書いてありますが、共生社会という言い方になっています。それぞれどのような社会とされているかというところ、社会福祉法が改正されて、第4条に「地域福祉の推進は地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と書かれています。これが本論的には定義に近いのではないかと思います。

一方で、障害分野に共生社会がどのように書いてあるかというところ、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格、個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と書いてあります。

「相互に人格と個性を尊重し」というところは共通した言葉が使われていますが、障害のほうは「障害の有無によって分け隔てられない」、「基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」というところが特に強調されています。

何が言いたいのかというところ、地域共生社会が念頭に置いている社会像は、基本的にはこのような基本的人権が享有されて、分け隔てられない状態の中で相互に人格、個性を尊重し、支え合うということだと思います。障害福祉では、なぜ「基本的人権を享有するかけがえのない個人、障害の有無によって分け隔てられない」と書かれているかというところ、現状ではそこが達成されていないので、あえて目標に掲げているという部分があるのではないかと思います。

本日も福祉計画と障害者計画をどのように性格付けていくのかというご意見があったと思いますが、障害者計画は先ほど言った地域住民が相互に人格と個性を尊重する府中市を目指していくということだと思います。

障害分野からは、まずそのスタートラインに立てていない部分をきちんとやっつけていこうと言うと変ですが、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される、分け隔てられないということが入ると、上位計画の中で地域共生社会をうたったときに、障害分野の独自性がそこに出てくるのではないかと、特に社会福祉法の改正辺りから少し意識するようになりました。

何人かの委員から、障害をもう少し前面に出した目標にしたほうがいいのではないかとご意見がありました。最終的な言葉をどのようにするかは、いろいろあると思いますが、まず障害のある人たちがスタートラインに立てていないところを、同じ対等な市民としてスタートラインに立てるように支えていくことを計画の中で少しどこかに強調していけると、障害者計画らしくなるかと思いました。このようなことで、委員は何かご意見がないですか。

■委員

私もその考え方に共通の思いがあります。以上です。

■会長

ありがとうございます。参考資料3を眺めると、福祉施策の考え方の一番に「尊厳の保持（自己決定の尊重）」が出ています。これこそ障害者計画で打ち出していく内容ではなからうかと感じました。個人的な意見で申し訳ありません。委員は何かありますか。

■委員

市民代表として呼んでいただいているので、漠然とした話になるかもしれませんが、お伺いしたいです。障害者計画は、皆さんの努力によってどんどん改善されていいものになっていくと思います。

この計画は網のようなものだと思います。障害でも横断的に幾つか持っていたり、どのように判断されているかが分からなかったり、経済問題が絡んできたり、それをいろいろな種類の網ですくってもこぼれるところが多いと思います。

それは4つの網があれば、必ずその他がないと、内容的には網ですくえない人が出てきます。例えば、少し気になる人がいたときに、行政でも一般市民でも、その人に何かお手伝いできることがありますか声をかけることから始まる話が、これからどんどんものすごく大きくなっていくと思います。

私は市の施設で働いており、明らかにいろいろな障害を持った方が来られます。しかし、網を持った職員の方でもすくえず、私たちはこのまま、その方をおうちに帰していいのだろうかということをよく見ます。

だから、網ですくえない部分は、非常に厄介な内容になると思います。例えば行政の中に網ですくえない部分に対して動けるポストが、これからすごく必要になると思います。それから、いろいろお話を聞いて勉強させていただきましたが、皆さん隙間を自分たちでどのように拾うのか、こちらなのかといった葛藤を常に持ち、より良くしていこうと働いていらっしゃる。

もう一つの面からいうと、市の大きい旗として協働が挙げられています。私は必ず協働とは何だろうと思い、チラシなどを見ると、納得できないといいますか、分からない部分があります。先ほど市の方がおっしゃっていたように、非常に葛藤を持ってお仕事をしていたらっしゃるというお話を聞いてとても感銘を受けました。一般市民がそのような場面にあったときでも、非常に葛藤があります。

自分が何か動かなくていいのだろうか、行政につなぐのはどこの場所だろうかというようなものが、市民の実感としてはこの計画の中に一つの余地として盛り込まれているといふと常々感じています。漠然としており、今日のお話に加わることはないと思いますが、一応、発言させていただきました。

■会長

ありがとうございました。先ほど少しお話しした今度の社会福祉法の改正は、今の委員の認識に寄った形です。受け止め、つながり続けるというのが一つのキーワードになっています。これからはそのような視点で進んでいくかと感じます。

■委員

よろしくをお願いします。

■会長

ありがとうございます。委員はいかがでしょうか。

■委員

本日、皆さんのお話を聞いていて、文章、内容表現に対する意見が多かったと思いますが、分かりやすい文章であることが非常に大事だと思います。

皆さんが文章にこだわる部分があると思いますが、あまり細かくすると、切りがなくなるのではないかという気もしますので、その辺りは注意したほうが良いという気がしました。

■会長

ありがとうございます。分かりやすいのは大事なことですよね。委員はいかがですか。

■委員

先ほどの対象範囲の話になると思いますが、私は就労に関わっています。いろんな難病がありますので、難病患者は福祉サービスを使いますが、手帳がないので就労に当たって実際に障害者のカウントにならないというジレンマで、なかなか配慮してもらった就労につながりません。

力はあるのですが、配慮が必要というところで、今回は精神の方、児童も入りましたけれども、がん患者は多分、健康に入ると思います。難病患者はここに入ってくるので、難病という言葉を下位項目に入れていただけるといいと思いました。以上です。

■会長

ありがとうございました。確か障害者雇用促進法で対象になる人だと思いますが、差別解消法上の合理的配慮は多分、幅広く難病の人もカバーしているので、そちらのほうからアプローチできているのかもしれない。委員。

■委員

私はハローワークから来たのですが、就業支援について市の施設である「み～な」さまに

ご支援いただいています。先ほどあった国の機関と市の施設との絡みとといいますか、連携させていただいています。就労に向けていろいろ手を携えて、お互いにこれからも連携していきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。エールを送っていただいたような気がします。委員。

■委員

私は発達障害のお子さんたちのサポートが専門なので、やはり共生していくところでは、発達障害の子たちの障害はとて見えにくいですから、まず知っていただくことが大事だと思っており、そのような活動もしています。府中市保健センターの親子グループや教育委員会の通常学級への巡回指導のスーパーバイザーもさせていただいています。内容については、具体的な計画で意見を述べたいと思います。

学校の先生、保育園の先生、お母さんたちに、子どもたちの見えない生きにくさを知っていただくというところで、コロナウイルスがあり、活動が止まってしまっている現状があります。

コロナウイルスを踏まえて、計画のネットワークづくりの中でオンラインのネットワークづくりが多少入ると、Withコロナになっても安心して知っていただくような活動ができるという思いです。また、具体的ところでそのような意見も伝えていきたいと思いません。

■会長

ありがとうございました。

■会長

ありがとうございます。本日、委員より感染症対策を入れたほうが良いというご意見があったので、そのような中で具体的な項目として挙げられるといいですね。副会長はいかがですか。

■副会長

今の議論は、議題の6番までいっているイメージでいいですか。

■会長

議題がもう1個ありました。失礼しました。

■副会長

議題の4番が「次期府中市障害者計画の課題と方向について」、5番は「府中市障害者計画・障害者計画（6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方」、6番は「府中市障害者計画・障害者計画（6期）・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題」ですが、6番だけ何もやっていませんね。

■会長

すいません。ご指摘、ありがとうございます。最後の議題と勘違いしていました。今日は5番がメインだと思っていました。では、6番の議題の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

6 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題（案）

■事務局

資料4の説明をさせていただきます。昨年度行った調査を基に課題を記載しています。現行計画で申しあげると、57ページの「3 本市の障害者福祉に関する課題」の章があります。こちらと同じように、作成した次期計画の基本目標に見出しをそろえています。こちらをたたき台にして、次回、事業や施策を考えていきたいと考えていますので、よろしく願います。説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。8月に具体的な数値目標などが議論されて、7月までは目標などの大きなものという段階でいいですよ。本日いろいろと出していただいた意見を基に今回検討した資料が次回出てきて、本日は課題についてご意見を頂きたいということです。

時間の配分を誤って申し訳ないですが、こちらの課題案のご意見をお伺いできたらと思います。

■委員

すいません。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

アンケート結果から持ってきていると思いますが、「資料2 次期府中市障害者計画の課題と方向」の中で、「3 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止」という項目立てですが、資料4の課題の「(3) 権利擁護の推進」は、虐待防止と成年後見制度の利用促進のみが書かれており、差別解消に関する記載が全くありません。

府中市で今、差別解消について課題が全くないかということ、決してはそうではないだろうと思うので、ここは何かしら記載が必要ではないかと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。では、事務局お願いします。

■事務局

ご意見、ありがとうございます。次回の協議会には修正して、しっかりと差別解消を記載し、資料を整えて皆さまにお渡ししたいと考えています。以上です。

■会長

ありがとうございました。他にご意見がありましたら、お願いします。本日出たご意見でいうと、5ページ目の「③災害時における避難行動支援及び障害等のある人に配慮した避難所生活支援」では、感染症の対応も一つの項目として追加されるものでしょうか。委員。

■委員

先ほども会長からお話がありましたが、1ページ目の「①地域共生社会に対する市民の理解促進」は、障害福祉分野でいう共生社会と、福祉計画の地域共生社会は意味が違います。

私は地域活動に関わっているので、地域共生社会をつくりましょうという市の資料はよく分かるのですが、障害福祉分野でいう共生社会、ノーマライゼーションという意味と、市全体で推進している地域共生社会は意味が違うので、そこはもう少しここでしっかり理解していただけるような示し方をしたほうがいいかと思います。それをどのようにしたらいいのか、私はよく分かりません。

■会長

ありがとうございました。委員。

■委員

「6 障害等のある児童への支援の充実」の「②インクルーシブ教育の充実」は、私が感じるどころとして、すべての児童と生徒、特別支援学校の生徒と地域の生徒と分けて書いているところは、印象として少し嫌な感じがあります。

もう一つは、もちろん特別支援学級との交流は活動の中心ではありますが、一般の学校に障害児が通っていることもあると思うので、この辺りは少し書き方の工夫が必要ではないかと感じました。以上です。

■会長

ありがとうございました。確かに「すべての児童と生徒と」と書いてしまうと、特別支援学級の児童、生徒は別というニュアンスになってしまいますね。委員。

■委員

私も委員と同じような思いです。線引きが良くないと思います。例えば同じ学校で特別支援学級がありますし、通級学級も特別支援教室という形であります。そこで線引きして交流しましょう、障害者理解をしましょうとなると、自分の近くにいる子どもたち、友達が違うところで生きている人ではないかという感覚になってしまいます。

ですから、やり方は一緒に学ぶことを強調していかないと、そこで差別といいますか。そのような違いを大きくしてしまうような雰囲気になってしまいますので、ぜひその辺りは十分に注意していただきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。ここはもう少し書き方を工夫して、そのようなニュアンスではないように修正していただけたらと思います。私の時間配分のミスで、あと2分程度になってしまいました。委員。

■委員

先ほどの委員のご指摘に似た種類の指摘になりますが、資料2の「5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」に、先ほど話題に出ていた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討（新）」が入っています。資料4の「5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」には、ニュアンスとしては幾つか精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのこと含まれて書かれていらっしゃると思うところはあります。

資料2で、新しい仕組みとして考えていくことが示されているので、資料4の課題案の中にも文言としてしっかり検討していくことが入っていたほうがいいのではないかと思います。資料4には精神障害にも地域包括ケアシステムの検討とは文言として入っていなかったかと思います。

■会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。時間になってしまいましたので、次回の議題を確認させていただけたらと思います。次回の議題はどのようになるのでしょうか。

■事務局

今回は、障害者計画の重点施策、施策事業を協議していただきたいと思います。本日、幾つか委員からご意見を頂戴しましたので、その辺りについても掘り下げて、併せて協議を行いたいと思います。以上です。

■会長

そうすると、資料3と資料4の改訂版が出て、プラスして重点施策を検討するイメージでよいですか。

■事務局

資料3については、今回話し合うメインの資料でしたので、ここである程度のご承認はいただきたいと思います。ただし、先ほど委員よりご意見を頂戴しましたので、基本目標は今後、場合によっては調整することも視野に入れたいと考えています。基本的には資料3は、今回である程度コンプライトさせていただきたいです。

次に資料4は、委員からご意見を頂戴したことをしっかりと修正させていただいて、資料2に沿った形で、もう少ししっかり連動した形で資料作りをさせていただきます。さらに次回は重点施策に入り、より具体的に重点施策について皆さまからご意見を頂戴したいと考えています。以上です。

■会長

分かりました。私は資料3を本日の協議会で承認してもらおうと認識していなかったもので、申し訳ありません。資料3についてこの提案でよいかどうかを諮るとのことですが、いかがでしょうか。委員。

■委員

資料3の基本目標はこのような形でいいかと思いますが、細かな文章を微妙に直すところは、もし許されるのであればさせてほしいです。

■事務局

委員のご意見について、今後また皆さまからご意見を頂いた文章の表現等は修正していきたいと考えています。以上です。

■会長

ありがとうございました。大きな項目として、このような項目立てていいかということについてはいかがですか。

■委員

すいません。

■会長

委員。

■委員

細かな話で申し訳ないですが、資料3の項目名と資料4の項目名が違います。1番目の「協働、連携で進める」は、資料3が「福祉のまちづくり」、資料4は「地域共生のまちづくり」になっていたり、資料3の2番と6番は「障害のある」ですが、資料4では「障害等のある」と、等が付いていたりするのですが、資料4の表記が正しいのですよね。

■事務局

今回その表現については私も気が付かず、大変申し訳ありません。資料の言葉の表現は、改めて統一して皆さまにお示しします。

ただ、方向性としては本日、資料3の内容でご了承いただきたいと思います。「等」があるかないでは、表現がかなり違う意味を持ちますので、そこについてはよく事務局内で全体的なバランスを見て修正したいと思います。資料3で方向性だけはご了承いただき、表現は改めてお見せしたいと思います。

表現にどうしても迷った場合は、基本的には皆さまに改めて相談させていただき、最終確定としたいと思います。本来であれば、資料3についてはご了承いただきかけたのですが、貴重なご意見を頂く中でこのままでは駄目なことがよく分かりましたし、表現については調整が必要なことが分かりました。

方向性はこのままで、表現はしっかりと直して、資料2と資料3、資料4がリンクするような形でお示ししたいと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。いかがでしょうか、文言はきちんと整合性があるように修正して、次回出させていただきますが、資料3の大きな方向性についてはここで確認していただくということよろしいですか。

では、特にご異議がないようですので、資料3の方向性はこのような方向で進めさせていただきます、文言を統一した内容に修正していただきたいと思います。委員。

■委員

先ほど私も文章表現のことを言いましたが、整合性はきちんとした方がいいと思います。それだけはきちんとやっていただきたいと思います。

■事務局

ありがとうございます。

■委員

すいません、質問です。

■会長

委員。

■委員

時間がないところ、すいません。資料3の右側で相談支援が入っているのは「4 情報提供と相談支援機能の充実による意思決定支援」です。4番の項目は意思決定支援がメインなのでしょうか。「5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」とありますが、相談は5番にかなり影響するところがあります。意思決定支援よりも心を安心させてくれる相談です。

私は相談したことによって心が安心できて落ち着いて、明日からまた暮らしていけるという相談機能が地域に必要なだと思います。そういった相談は一体どこに入るのでしょうか。5番に入ると考えてよろしいですか。精神障害の場合は意思決定ではなく、安心して生きていくための相談、ただ安心したいという相談のニーズがとても強いのです。

■会長

資料4を見ると、5ページ目の「(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」に「②安心して地域で生活を続けられる体制の整備」とあり、この中にも相談、体験の場、緊急時の対応と書かれています。

■委員

では、「5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」で充実させればいいとなりますね。

■会長

意味合いとしては入っているのではないかと思います。

■委員

安心しました。ありがとうございました。

■会長

私が議題6を忘れており、議題5でだいぶ時間を取ってしまったので、時間配分が整わなかったですが、資料3の方向性については一応、皆さんで確認させていただきました。次回は資料3と4を合わせた修正が出されます。それから、次回は重点項目を中心に検討していただくということで、今回は終わらせていただきたいと思います。では、あとは事務局にお願いします。

7 その他

■事務局

次第の「7 その他」に墨付き括弧で参考資料2の記載がありますが、これは事前に委員の皆さまにお送りした参考資料2のことです。次期障害者計画策定のための国や東京都の動向となります。今回初めて計画策定に携わられる委員の方もいらっしゃいますので、障害者基本法の成立よりまとめた資料となります、参考にご覧ください。

(※ 事務連絡)

事務局からは以上です。

■会長

では、以上で令和2年度第1回府中市障害者計画推進協議会を終了させていただきます。お疲れ様でした。